指定プロセス

地方団体からの申請

総合特区の指定基準（法律）

①基本方針に適合すること（第１号基準）

ⅰ）包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示

ⅱ）先駆性と一定の熟度

ⅲ）取組の実現等を支える地域資源等の存在

ⅳ）有効な国の規制・制度改革の提案

ⅴ）地域の責任ある関与

ⅵ）明確な運営母体

②我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること（第２号基準）

専門家による評価

・政策課題の適切性

・政策課題と解決策の整合性

・先駆性

・熟度

・地域資源等の存在

・第２号基準

（外形基準による足切りあり）

事務局による評価

・国の規制・制度改革の提案

・単に国の支援のみを求めるものでないこと

・地域の責任ある関与

・明確な運営母体

・総合特区により実現を図る目標の提案

足切りにならなかった申請を各省庁へ送付・検討を依頼
※各省庁の施策に照らし、政策課題と解決策を共有できるかどうか。

評価・調査検討会（ヒアリング対象の検討）

評価・調査検討会(ヒアリングの実施）

指定原案・推進方針原案各省協議

総合特別区域評価・調査検討会における各省庁意見の報告及び評価案のとりまとめ

指定案・推進方針案の作成
WG（副大臣・政務官クラス）による調査・審議

本部において指定・推進方針意見とりまとめ

内閣総理大臣が指定及び推進方針の制定